

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援し、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知）第3、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第4、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）別紙5第3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）第4並びに中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1337号農村振興局長通知）別紙1第2、別紙2第2、別紙3-1第3、別紙3-2第2及び別紙3-3第2に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）（以下「国の実施要綱」と総称する。）に基づいて事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>第2～第3 [略]</p> <p>(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)</p> <p>第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）別表、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）第11、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）第9及び中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱（平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知）別表に掲げる軽微な変更以外の変更並びに土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第9第8項に掲げる変更</p> <p>第5～第8 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>	<p style="text-align: center;">岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援し、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知）第3、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第5、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）別紙5第3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）第4並びに中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1337号農村振興局長通知）別紙1第2、別紙2第2、別紙3-1第3、別紙3-2第2及び別紙3-3第2に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）（以下「国の実施要綱」と総称する。）に基づいて事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>第2～第3 [略]</p> <p>(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)</p> <p>第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）別表、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）第12、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）第9及び中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱（平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知）別表に掲げる軽微な変更以外の変更並びに土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第9第8項に掲げる変更</p> <p>第5～第8 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年11月19日から施行し、令和2年度事業の補助金から適用する。</u></p>

別表第1 (第2関係)

区分	経費	補助率
農山漁村振興交付金	[略]	[略]
農地耕作条件改善事業	[略]	<p>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1. 定額助成の事業については、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第6により算出される額</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる2. 定率助成の事業については、当該経費の64パーセント（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））において行う事業にあつては、69パーセント）に相当する額以内の額</p>

別表第1 (第2関係)

区分	経費	補助率
農山漁村振興交付金	[略]	[略]
農地耕作条件改善事業	[略]	<p>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1. 定額助成の事業については、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第6により算出される額</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる2. 定率助成の事業については、当該経費の64パーセント（<u>中山間地域等</u>（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））<u>又は柵田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定柵田地域をいう。以下同じ。）</u>）において行う事業にあつては、69パーセント）に相当する額以内の額</p>

農業競争力強化 農地整備事業	[略]	[略]
農業水路等長寿 命化・防災減災事 業	[略]	農業水路等長寿命化・防災減災 事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産 省農村振興局長通知）第 7 及び農 業水路等長寿命化・防災減災事業 交付金交付要綱別表により算出さ れる額
中山間地域所得 向上支援対策	[略]	[略]
附帯事務費	[略]	[略]

別表第 2（第 8 関係） [略]

様式第 1 号（別表第 2 関係） [略]

様式第 2 号（別表第 2 関係） 地区別事業内容及び配分表（農山漁村振興交付金） [略]

農業競争力強化 農地整備事業	[略]	[略]
農業水路等長寿 命化・防災減災事 業	[略]	農業水路等長寿命化・防災減災 事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産 省農村振興局長通知）第 8 及び農 業水路等長寿命化・防災減災事業 交付金交付要綱別表により算出さ れる額 <u>ただし、農業水路等長寿命化・ 防災減災事業実施要領要領別表 2 の対策種類の欄の(1)に掲げるオ の事業については、当該経費の 68 パーセント（中山間地域等におい て行う事業にあつては、73 パーセ ント）に相当する額以内の額</u>
中山間地域所得 向上支援対策	[略]	[略]
附帯事務費	[略]	[略]

別表第 2（第 8 関係） [略]

様式第 1 号（別表第 2 関係） [略]

様式第 2 号（別表第 2 関係） 地区別事業内容及び配分表（農山漁村振興交付金） [略]

様式第2号(別表第2関係) 地区別事業内容及び配分表(中山間所得向上 調査計画)～
別紙第12 [略]

様式第3号(別表第2関係)～様式第9号(第7関係) [略]

様式第2号(別表第2関係) 地区別事業内容及び配分表(中山間所得向上 調査計画)～
別紙第12 [略]

様式第3号(別表第2関係)～様式第9号(第7関係) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。